

社会保障の中の労働災害

有 泉 亨

社会保障の制度が次第に整備されていく中で、労働災害に対する補償という制度はどのような位置を与えられるものであろうか。それは結局は総合的な社会保障制度に溶け込んでしまうべきものであろうか、それとも別個の性格のものとして生き残るべきものなのであろうか。この点に関し、イギリスにおけるビバリッジ報告書から制定法への経過は興味深いものがある。

工場であろうと街頭であろうと足をくじいた労働者の困難にかわりはないし、死亡したとすれば未亡人や遺族の困難にもかわりはない、というのがビバリッジの発想であった。しかし、労働者は指揮に従って働いたのであり、また産業間では危険度にかかなりの差異がある。なかんずく労働者の災害補償には長い伝統がある、という理由で労働災害について一般の社会保障と別個の制度が必要であるとしてその趣旨の提案をした。政府はビバリッジの勧告を容れたが、四つの点でその提案に修正を加えた。第1に長期療養の場合に特に給付を高度にするという提案は事務を複雑にするし、療養を故意に長びかせるおそれもあり、实际的でない。第2に長期障害者に従前の稼ぎ高に比例した給付をすることはビバリッジの他の給付に関する考えと全く矛盾する。第3に死亡事故の場合に遺族に一定額を支給する案は、もともと労災補償の欠点とされていたもので採用できない。第4に危険度の高い産業において使用者に高い拠出金をかけることはそもそも危険をプールするという保険の基本原理に反する。このような理由で、保険料の点でも給付の点でも原則としてフラット・レイトを採用したのである。しかし保険料については労使同額の拠出としその合計の20%に当る政府の拠出をこれにつけ加えることにした。労働災害についての使用者の責任と保障との妥協が具体的に示されている。

給付の内容においては、障害給付、遺族給付が認められる点で一般の社会保障と異なるが、原則としてフラット・レイトである点わが国の労災補償制度と根本的に異なる。しかし、障害給付については重要な例外が認められている。障害とは原則として通常の生活を営むための肉体的精神的な能力の喪失、loss of faculty を意味する。稼ぐ能力とは異なる。したがってピアニストが指1本失っても、その給付額は取るに足りないものになる。このような困難を救済するために特別手当制が認められているが、その最高額はおさえられている(1968年現在週3ポンド1シリング)。ここにも一般の社会保障における原則と労働災害における例外の妥協が見られるのである。

ひるがえってわが国における労働災害の扱いを見るに、使用者の損害賠償責任から出発して、それを労災保険でカバーするという仕組みになっていて、一種の責任保険制度であり、社会保障というにはほど遠い性格のものである。しかし昭和40年の労災保険法の改正によって、補償の年金化が取り入れられた結果、保険給付の面では社会保障的色彩が濃くなってきた。妻以外の者の遺族年金の支給が18歳未満、60歳以上の者に限られるというのはその代表的な例である。遺族が妻である場合は右の制限がないのに、夫の場合には制限を受けるという制度は、損害賠償とは全く無縁のものといわなければならない。このような給付面の変化が労働災害補償の本質にどのような影響を与え、一般社会保障の体系が整備されて行く中で、それにどのような位置を与えるべきかは、これから検討さるべき重要な課題の一つであらう。